

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(3)地域経済活動の再生						
⑤水産業						
(ii 関連) 東北マリンサイエンス拠点の構築	文部科学省	<p>○ 平成23年度3次補正予算より、大学や研究機関等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を形成し、東北沖における海洋生態系の調査研究と新たな産業の創成につながる技術開発を開始。海洋生態系の調査研究については、地元の漁業者、関連団体等と協力しつつ調査を進め、調査結果が漁業計画の策定や養殖場の設定に活用されるなど、着実に成果が利用されている。新たな産業の創成につながる技術開発については、地元企業等と連携して研究開発を推進し、効率的な海藻の生産システムを提示するなど、新産業の創出に向け、実証的な成果を創出。このほか、東北の海洋生態系の調査を行うための船舶を建造。</p> <p>○平成28年3月には国際シンポジウムを、平成29年11月には世界防災フォーラムにおいてセッションを開催。海洋生態系の理解に基づいた新たな漁業復興の道筋等について、外国人も交えて議論し、「東北マリンサイエンス拠点形成事業」の必要性を広く世界に発信。</p>	<p>○ 海洋生態系の調査研究を引き続き実施し、記載した事項を着実に推進。なお、新たな産業の創成につながる技術開発については、平成27年度までに事業終了した。</p>	<p>・東北マリンサイエンス拠点形成事業 ＜令和元年度予算：580百万円【復興特会】＞</p>	<p>○ 被災地の水産業復興につながる海洋生態系の調査研究について、継続して実施。令和2年度末の東北マリンサイエンス拠点委員会で事後評価。</p>	<p>○ 「海洋生態系変動メカニズムの解明」と「大学等の技術シーズをもとにした革新的な技術開発」(平成27年度事業終了)を通じて、東北沖の漁場の回復と産業の復興を支援。</p>
(i、ii 関連) 漁船の復旧・復興	農林水産省	<p>○ 被災漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船・漁具等の建造等を支援。</p> <p>○ 漁船・漁具等の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。</p> <p>○ 平成23年度は補助事業の交付決定前であっても4月1日以降に建造等着手したものは補助対象とすることとし柔軟に対応。</p> <p>○ 漁船等の復旧のため、平成23年度補正予算から平成30年度予算までで8道県に対して累計で40,211百万円を交付。自力復旧も含めて、漁船18,679隻が復旧完了(平成31年3月末現在)。</p> <p>○ 平成30年度までに50件の漁業復興計画を認定し、うち37件を実施済み(平成31年3月末現在)。漁協等が行う漁船等の復旧に併せた漁船・船団の近代化・合理化等による震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築を支援。</p>	<p>○ 被災地では共同利用漁船等の建造・導入が順次進んでおり、被災県への補助金交付を着実に実施。</p> <p>○ 漁船・漁具等の追加の事業申請に対し速やかに交付決定。</p> <p>なお、福島第1原子力発電所事故の影響で復旧が遅れている福島県の要望を踏まえ、令和2年度末までに被災道県全体で約2万隻の復旧を目指す。</p> <p>○ 漁船等の復旧に併せて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業等を行う漁協等を支援。</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業116百万円(令和元年度)【復興特会】</p>	<p>○ 引き続き、原子力発電所事故の影響が残る福島県の漁船・漁具等について建造等を支援。</p> <p>○ 引き続き、各地域に漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援。</p>	<p>○ 福島県の漁業者にとっては、現在試験操業の段階で、本格的操業に至っていないことから、漁船の建造を見合わせており、これら問題が解決し、漁船漁業の再開が希望された場合は、速やかに対応し、被災道県全体で約2万隻(平成25年8月公表の目標)の復旧を目指す。</p> <p>○ 震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換の取組が促進されるとともに、今後は、特に福島県等の漁業者の取組を支援し、漁船の復旧に併せた漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す。</p>

<p>(i)(ii) 関連 水産加工・流通業 の復興</p>	<p>農林水産 省</p>	<p>○ 被災地における水産加工・流通業の復旧・復興に向けて、製氷施設や冷凍冷蔵施設等共同利用施設の修繕等を支援。 ○ 水産業共同利用施設復旧整備事業及び水産業共同利用施設復旧整備事業等で水産業共同利用施設の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。 ○ 補助事業の交付決定前でも平成23年4月1日以降に着手したものについては、補助対象とすることとして柔軟に対応。 ○ 平成29年12月末までに、岩手、宮城、福島で被災し、再開を希望する水産加工施設(790施設)のうち95%(749施設)が業務再開。 ○ 被災地の水産加工業の販路回復等のための個別指導、セミナー、商談会等の開催、販路回復に必要な加工機器の整備等を支援。</p>	<p>○ 水産加工施設等共同利用施設等を引き続き支援。 ○ 関係省庁や地方公共団体と連携し、再開希望者からの個別具体的な要望・相談に適切に対応。 ○ 被災地の水産加工業の販路回復等のための個別指導、セミナー、商談会等の開催、販路回復に必要な加工機器の整備等を引き続き支援。</p>	<p>・水産業共同利用施設復旧整備事業997百万円(令和元年度) 【復興特会】 (・復興交付金「水産業共同利用施設復興整備事業【復興特会】」・復興水産加工業等販路回復促進事業1,254百万円(平成30年度)【復興特会】)</p>	<p>○ 6次産業化の取組みも視野に入れ、引き続き水産加工・流通施設の復旧・復興支援を推進。 ○ 被災地の水産加工業の復旧・復興状況を踏まえつつ、引き続き水産加工業の販路回復等の取組を支援。</p>	<p>○ 被災した水産加工・流通施設が水産業共同利用施設復旧整備等により業務を再開し、被災地からの水産物の安定供給の早期実現を図る。 ○ 被災地の水産加工業者の販路の回復・新規開拓等に向けた取組を支援することで、被災地の水産加工業の早期復興を目指す。</p>
<p>(ii 関連) 種苗生産体制の 再構築</p>	<p>水産庁</p>	<p>○ 種苗生産施設の復旧等に対する支援及び被災県の種苗生産体制が整うまでの間の他地域の種苗生産施設等からの種苗の導入等に対する支援等を実施。 平成30年度末時点で、 ・さけ・ますの種苗生産は、被災前の生産能力の約90%まで回復 ・さけ・ます以外の種苗生産は、被災前の生産能力の約95%まで回復</p>	<p>○ 平成30年度に引き続き、さけ、アワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産施設の復旧等に対する支援を行うとともに、種苗生産体制が整うまでの間、他地域の種苗生産施設からの種苗の導入や震災の影響によるさけの来遊数の減少に対応した支援等を実施。 令和元年度末時点で、さけ・ますの種苗生産は、被災前の生産能力の90%を維持の見込み。さけ・ます以外の種苗生産は、被災前の生産能力の約95%を維持の見込み。</p>	<p>・水産業共同利用施設復旧整備事業 997百万円(令和元年度) 【復興特会】 ・被災海域における種苗放流支援事業714百万円(令和元年度) 【復興特会】</p>	<p>○ 福島県3か所、宮城県2か所の種苗生産施設の復旧が平成31年度以降にずれ込む見込みであり、引き続き、種苗生産施設の整備に対して支援する。また、種苗生産体制が整うまでの間、他地域の種苗生産施設等からの種苗の導入等に対する支援を継続。 ○ また、震災の影響によるさけ来遊数及びあわび漁獲量の大幅な減少が懸念されることから、引き続き、さけの来遊数の減少に対応した支援を実施するとともに、あわび漁獲量の減少に対し支援。</p>	<p>○ さけ、アワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産について被災前の生産能力に回復させる。 また、被災前のように、漁業者による種苗生産経費の負担により、種苗放流が実施されるようにする。</p>

<p>(v 関連) 漁業権に関する 特区制度</p>	<p>農林水産 省</p>	<p>○ 東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行。以下「特区法」という。)において、漁業権に関する特区制度を創設。 ○ 平成25年4月に宮城県から漁業権に関する特区制度をその内容に含む復興推進計画の認定申請があり、これに対し農林水産大臣が同意のうえ内閣総理大臣が認定を行い、当該認定を受けて宮城県知事が漁業権に関する特区制度を活用して宮城県石巻市の法人に漁業権を免許した(存続期間は平成25年9月1日から平成30年8月31日まで)。 ○ 平成30年の漁業権の切替に際し、平成30年5月に宮城県から復興推進計画の変更申請があり、農林水産大臣の同意の上内閣総理大臣が認定を行ったが、競願がなかったことから、宮城県知事が当該法人に漁業権を免許した(存続期間は平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)。 <漁業権に関する特区制度の概要> 地元の漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められるときに、県が特定区画漁業権の免許事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、 ① すぐに事業を開始できる具体的な計画を有している ② 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出 ③ 他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがない等の基準を満たす地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人について、漁業法第18条の規定(優先順位の規定)の適用を除外し、第1順位として特定区画漁業権に係る免許をすることができるものとする。</p>	<p>○ 本制度について、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。</p>	<p>—</p>	<p>○ 本制度について、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。</p>	<p>○ 地元漁業者主体による迅速な養殖業の再開。</p>
<p>(iii 関連) 造船業の復興</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○被災した造船関連事業者は、政府系金融機関による金融支援制度や中小企業等復旧・復興支援補助制度の活用に係る支援等の支援制度を活用し、応急的な復旧により事業を再開。 ○しかしながら、地盤沈下により船台の一部が水没したままである、あるいは、防潮堤等の公共工事により移転を余儀なくされている等の課題を抱え、本格的な復興には至らないものもあった。これらの造船所の復興を支援するため、集約等により経営基盤の強化を図る取組の支援を目的とし、平成25年度予算において造船業等復興支援事業費補助金制度を創設。8件の集約化事業に対する補助金の交付決定を行い、復興に向けた取組を推進。平成30年度末までに7件の事業が完了。</p>	<p>造船業等復興支援事業費補助金の交付決定を行った事業の着実な実施に協力。</p>	<p>—</p>	<p>令和元年度終了予定。</p>	<p>東北地方における水産業等の基幹産業を支える被災地域の造船業の着実な復興。</p>